（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第百十八条　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求） **第五条**　法第三条の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金（以下「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金」という。）及び法第七条の訴訟手当金（以下「訴訟手当金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に提出しなければならない。 一～八　（略） ２・３　（略） （追加給付金の請求） **第十条**　法第九条の追加給付金（以下「追加給付金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条並びに附則第二条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を支払基金に提出しなければならない。 一～八　（略） ２・３　（略） （定期検査費及び定期検査手当の請求） **第十三条**　法第十二条第一項の定期検査費（以下「定期検査費」という。）又は法第十五条第一項の定期検査手当（以下「定期検査手当」という。）の支給を請求しようとする者（以下この項及び第四項において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を支払基金に提出しなければならない。 一～七　（略） ２～４　（略） （母子感染防止医療費の請求） **第十五条**　法第十三条第一項の母子感染防止医療費（以下「母子感染防止医療費」という。）の支給を請求しようとする者（以下この項において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を支払基金に提出しなければならない。 一～七　（略） ２・３　（略） （世帯内感染防止医療費の請求） **第十七条**　法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費（以下「世帯内感染防止医療費」という。）の支給を請求しようとする者（以下この項において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を支払基金に提出しなければならない。 一～七　（略） ２・３　（略） （受給者証の交付の請求） **第二十一条**　受給者証の交付を請求しようとする特定無症候性持続感染者（第一号及び第二号において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を支払基金に提出しなければならない。 一～五　（略） ２　（略）	（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求） **第五条**　法第三条の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金（以下「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金」という。）及び法第七条の訴訟手当金（以下「訴訟手当金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に提出しなければならない。 一～八　（略） ２・３　（略） （追加給付金の請求） **第十条**　法第九条の追加給付金（以下「追加給付金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条並びに附則第二条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならない。 一～八　（略） ２・３　（略） （定期検査費及び定期検査手当の請求） **第十三条**　法第十二条第一項の定期検査費（以下「定期検査費」という。）又は法第十五条第一項の定期検査手当（以下「定期検査手当」という。）の支給を請求しようとする者（以下この項及び第四項において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならない。 一～七　（略） ２～４　（略） （母子感染防止医療費の請求） **第十五条**　法第十三条第一項の母子感染防止医療費（以下「母子感染防止医療費」という。）の支給を請求しようとする者（以下この項において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならない。 一～七　（略） ２・３　（略） （世帯内感染防止医療費の請求） **第十七条**　法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費（以下「世帯内感染防止医療費」という。）の支給を請求しようとする者（以下この項において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならない。 一～七　（略） ２・３　（略） （受給者証の交付の請求） **第二十一条**　受給者証の交付を請求しようとする特定無症候性持続感染者（第一号及び第二号において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならない。 一～五　（略） ２　（略）